

上位運転免許取得助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

岐阜県内の認可営業所の運転者に下記の運転免許を取得させた会員事業者

※免許取得日は、**令和6年3月1日から令和7年2月28日**とする。

※事業者又は個人において、国の補助金（「人材開発支援助成金（事業者）」や「教育訓練給付制度（個人）」など）を受ける場合は助成対象とならない。

但し、令和4年度国土交通省補正予算による補助事業（免許取得補助）は併用可とする。

「厚生労働省の助成金」は、下記URLを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

「国土交通省補正予算による補助」は、下記URLを参照ください。

https://jta.or.jp/member/shien/tgl2023keiei_top.html

2. 助成対象運転免許

「岐ト協助成」

①大型免許：車両総重量11トン以上の自動車を運転できる免許（除く限定解除）

②中型免許：車両総重量5トン以上11トン未満等の自動車を運転できる免許（8トン限定解除を含む）

③けん引免許：750kg以上の被けん引車を牽引する場合に必要な運転免許（大型免許保持者に限る）

「全ト協助成」（若年運転者確保支援）

④準中型免許：車両総重量3.5t以上7.5トン未満等の自動車を運転できる免許（5トン限定解除を含む）

⑤特例教習受講：特例教習受講により受験資格を得て、大型もしくは中型免許を取得

※④、⑤は、下記に示す全日本トラック協会の要件を全て満たすものに限る。

⑦令和5年4月1日以降に当該運転者（平成元年6月2日以降生まれ）を採用していること。

⑧当該運転者が、令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して免許を取得していること。

※R5年新卒者については、在学中の同免許取得も助成対象とする。

⑨当該運転者が、助成金申請時に当該事業者_{（個人）}に在籍し、運転者として従事していること。

3. 助成金額

(1) 助成金の交付額は、上記免許取得に要した費用（教習料、適性検査料、免許交付料等）のうち、下記に定める額（千円未満切り捨て）とする。

「岐ト協助成」

①大型免許、中型免許、けん引免許取得：取得費用（事業者負担額）の2分の1の額で上限5万円

②中型免許（8トン限定解除）：取得費用（事業者負担額）の2分の1の額で上限3万円

「全ト協助成」（若年運転者確保支援）

③準中型免許：取得費用の額（事業者負担額）で上限4万円

④準中型免許（5トン限定解除）：取得費用の額（事業者負担額）で上限2.5万円

⑤特例教習受講（大型・中型免許）：受講費用（事業者負担額）の3分の1の額で上限10万円

(2) 助成金の交付は、同一運転者につき同一事業年度1回とし、**1事業者あたり40万円を上限**とする。

※ただし、特例教習受講の助成額は助成額の上限には含まない。

4. 予 算 700万円（全ト協予算含む）

5. 実績報告（助成金請求）期間 **令和6年4月22日（月）～ 令和7年3月3日（月）**

< 助成のフローチャート >

